

令和2年6月16日

補 正 書

令和2年5月26日付けで提出した春日部市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、下記のとおり補正します。

記

1 請求書6頁 第2 勧告を求める事項 3及び4について

「2 勧告を求める事項」の「3」「4」は「2」からの一連の流れの中で勧告を求めていることから「2」の冒頭で「春日部市長は」としましたが、ご指摘のとおり「3」「4」は不明確となりますので、以下のとおり補正させていただきます。

- (1) 「3」文中の「春日部市」を「春日部市長」に補正します。
- (2) 「4」の本文を「上記の場合、春日部市長は、児童クラブ事業の実施者として春日部市が直接に責任をもって一括管理によって施設管理運営及び財務会計処理の安定性・継続性を確保すること。」に補正します。

2 事実証明書の補正について

- (1) 事実証明書として、次の3つの事実証明書を 別紙 事実証明書 の「資料11」の後に追加し、補正させていただきます。

資料12 春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（抜粋 その

2）及び継続監視特記事項（指定管理料にかかわる部分と支払いの取り決め部分）

資料 13 春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要項の「春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書」の期別支払いに関する規定部分

資料 14 春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定の一部を変更する協定書について (起案文書類)

(2) 事実証明書提出により補正を行う理由

ご指摘をいただきました「2 事実証明書について」の「措置請求書 3 頁 10 行目・17 行目 指定管理料の支払い」に関する部分にかかわって事実証明書の提出の理由を次のとおり補正します。

① 当該部分に関係した職員措置請求を行う趣旨についての前提

ア) 地方自治法 242 条第 1 項では「不当な公金の支出～管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき～財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは～当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とされています。

すなわち「相当の確実さをもつて予測される場合」も含めて監査委員に対して監査を求め、当該行為の防止・是正・怠る事実を改めるために必要な措置を講ずべきことを請求できる定めとなっています。

イ) 今回の請求は令和元年度から令和 2 年度（最終的には令和 5 年度）に連続する不当な施設の管理・運営及び公金の支出並びに指定管理協定の履行に対する措置の請求であることから、令和元年度の会計処理が完結した後では令和 2 年度の新たな不当な会計処理が進行してしまうこととなります。

そこで、措置請求書の「(4)」(3 頁 18 行)でも述べているとおり、出納閉鎖によって支出額が確定した後に措置を講ずるように請求したのでは新たな不当な事態が連続してしまうことになってしまいます。

……以上の前提のもとに本措置請求を行わざるを得ないことをご理解ください。そのうえで、当該部分に関係した職員措置請求を行う趣旨を以下に述べます。

② 当該部分に関係した事実証明書による補正を行う趣旨

ア) ご承知のとおり本市における指定管理者制度は春日部市「指定管理者制度運用指針」にもとづいて実務が行われ、個別指定管理において作成された募集要項、仕様書、基本協定書等に則って年度協定書で具体化される基本構造にて制度運用されていると理解しています。

イ) 春日部市「指定管理者制度運用指針」は公表されているものでもあり書証提出するまでもなくご理解されているものと理解します。

そのうえで、資料 12 の基本協定書第 8 条 1 項にて、**①**2019 年度指定管理料の額として金 156,836,367 円を、**②**同条第 3 項及び第 4 項にて支払い計画書の作成と支払い日を、**③**第 9 条にて指定管理料の額の変更を、**④**別記 1 継続監視特記事項 4 継続監視後の措置、にて「指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、書面により改善指導を行う」「乙は～～改善計画書として取りまとめ、甲の承認を受けなければな

らない」「甲は～指定を取り消し～本業務の全部又は一部の停止を命ずる」などを、定めています。

ウ) そして、上記 イ) ②の支払い計画書に相当するものが資料 13 春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要項の「春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書」第 2 条第 2 項という関係になります。

エ) さらに、その年度の指定管理料、四半期ごとの指定管理料の支払いの実態を示すものとして、資料 14 春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定の一部を変更する協定書について（起案文書類）を事実証明書として追加します。

③ 「相当の確実さをもつて予測される場合」の説明

ア) 本件指定管理者制度の設計として、①年度途中の四半期に支払いが行われていること、②年度終了後に精算が行われることはご理解いただけたと考えます。

そうすると、四半期ごとに常勤支援員が配置されていないという、上記の「(2)② イ」にて示した継続監視後の措置の「指定管理者の業務が基準を満たしていない」という事実があった場合も支払いは行われていたことがわかります。

これは、過去に慣行として行われてきた取り扱いも不当な会計処理ということになりますが、本措置請求は、第 1 請求の要旨で述べたとおり、春日部市長とトライの間の基本協定を対象とするものにとどめます。

イ) また、上記の精算の仕組みがあることは、年度終了後に精算を行うので適正であるかの詭弁の可能性も想定されます。一方で、措置請求時点では請求書本文で示したとおり出納閉鎖前であることから支払金額は行政内部の情報にとどまっており確定数字を示せない関係にあります。

とはいえ、資料 14 等に示したとおり「相当の确实さをもって」常勤支援員欠員分を非常勤支援員及びシルバー人材で置き換えた精算が「予測される」こととなります。そうすると、措置請求書本文でも縷々述べたとおり、常勤支援員 93 名配置のトライ自身の事業計画・プレゼンテーション、春日部市の募集要項・仕様書の説明とは程遠い実態にあっても、つじつま合わせで人件費支出をすれば容認されることになってしまいます。

これは春日部市議会での説明とも異なる不当な会計処理で、かつ指定管理者選定の公正・公平性まで損なう事態であることから、監査を請求するものです。

なお、指定管理は 5 年の期間で継続して運用されているものであることから、令和 2 年度の第 1 回支払も何らの改善も行われることなく執行される関係にあることもご理解ください。

春日部市監査委員 様

請求人

